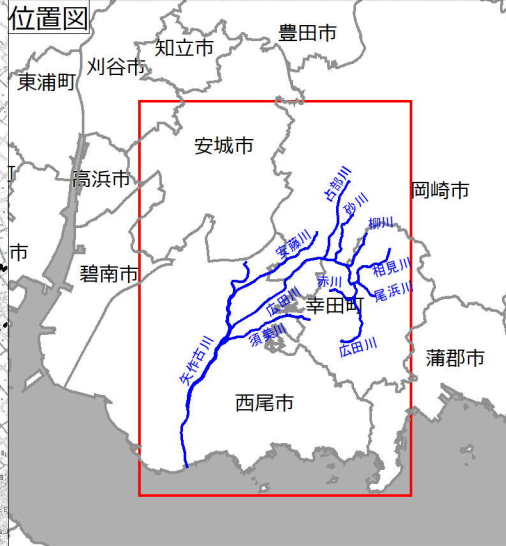
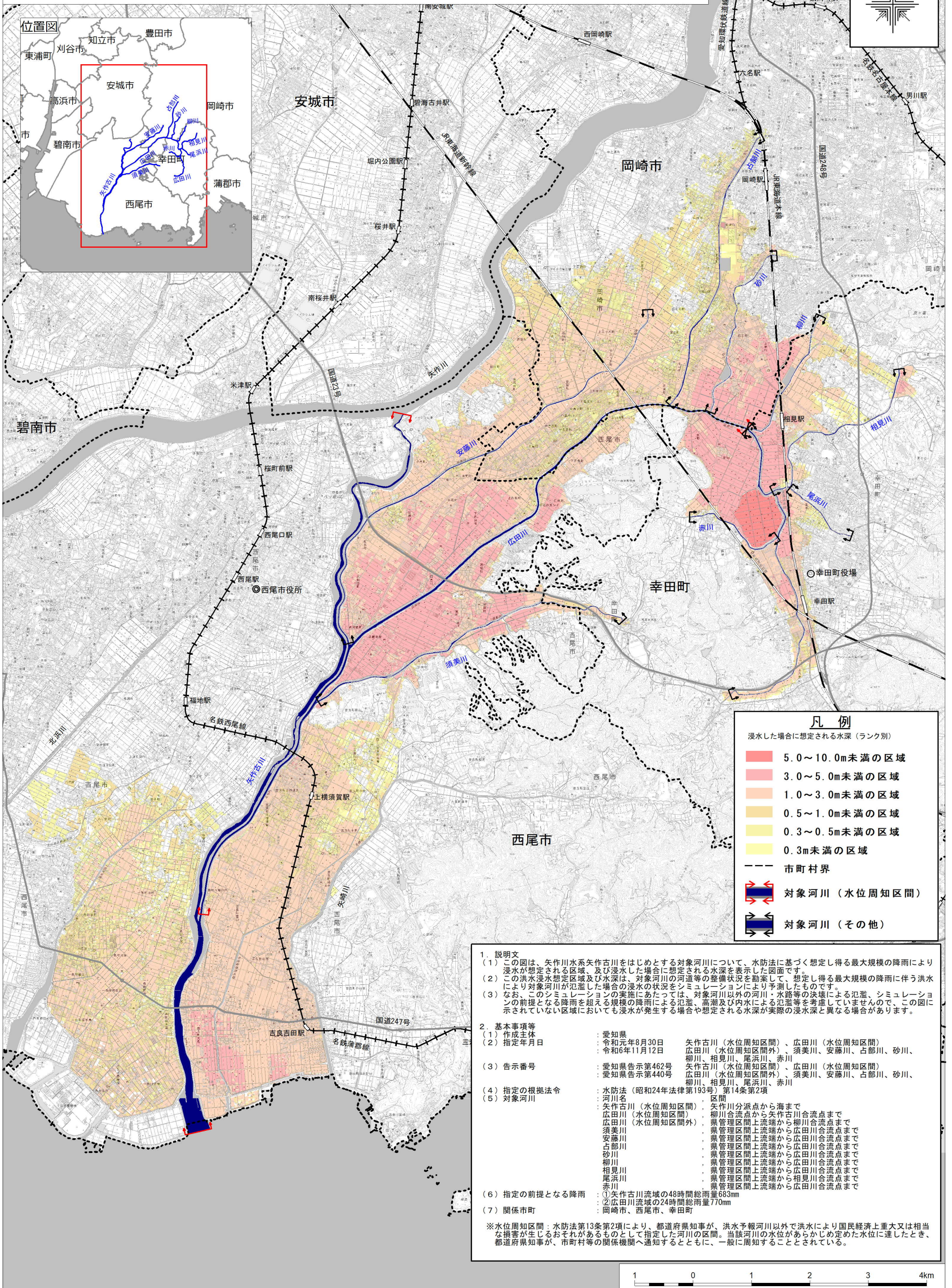


矢作川水系 矢作古川・広田川流域 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



凡例

浸水した場合に想定される水深 (ランク別)

- 5.0~10.0m未満の区域
- 3.0~5.0m未満の区域
- 1.0~3.0m未満の区域
- 0.5~1.0m未満の区域
- 0.3~0.5m未満の区域
- 0.3m未満の区域
- 市町村界
- 対象河川 (水位周知区間)
- 対象河川 (その他)

1. 説明文

(1) この図は、矢作川水系矢作古川をはじめとする対象河川について、水防法に基づく想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域、及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域及び水深は、対象河川の河道等の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象河川以外の河川・水路等の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この図に示されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

(1) 作成主体 : 愛知県

(2) 指定年月日 : 令和元年8月30日 矢作古川 (水位周知区間)、広田川 (水位周知区間)
令和6年11月12日 広田川 (水位周知区間外)、須美川、安藤川、占部川、砂川、柳川、相見川、尾浜川、赤川

(3) 告示番号 : 愛知県告示第462号 矢作古川 (水位周知区間)、広田川 (水位周知区間)
愛知県告示第440号 広田川 (水位周知区間外)、須美川、安藤川、占部川、砂川、柳川、相見川、尾浜川、赤川

(4) 指定の根拠法令 : 水防法 (昭和24年法律第193号) 第14条第2項

(5) 対象河川 : 河川名 : 区間
矢作古川 (水位周知区間) : 矢作川分派点から海まで
広田川 (水位周知区間) : 柳川合流点から矢作古川合流点まで
広田川 (水位周知区間外) : 県管理区間上流端から柳川合流点まで
須美川 : 県管理区間上流端から広田川合流点まで
安藤川 : 県管理区間上流端から広田川合流点まで
占部川 : 県管理区間上流端から広田川合流点まで
砂川 : 県管理区間上流端から広田川合流点まで
柳川 : 県管理区間上流端から広田川合流点まで
相見川 : 県管理区間上流端から広田川合流点まで
尾浜川 : 県管理区間上流端から相見川合流点まで
赤川 : 県管理区間上流端から広田川合流点まで

(6) 指定の前提となる降雨 : ①矢作古川流域の48時間総雨量683mm
②広田川流域の24時間総雨量770mm

(7) 関係市町 : 岡崎市、西尾市、幸田町

※水位周知区間：水防法第13条第2項により、都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川の区間。当該河川の水位があらかじめ定められた水位に達したとき、都道府県知事が、市町村等の関係機関へ通知するとともに、一般に周知することとされている。



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を使用した。(承認番号：国地情使、第676号)「測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 5JHs 676」